

京都館「京都発新商品紹介事業(テスト販売)」出品者 募集要項

1 事業趣旨

京都の素材や技術を使った斬新で魅力的な伝統産業製品等で、これまで首都圏に販売ルートを持たない新商品を広く募集して、京都市のアンテナショップである「京都館」(東京八重洲)においてテスト販売し、新たな京都製品のPRを行うとともに、それを通じて出品者の首都圏での販路開拓を支援します。

2 テスト販売の実施方法

(1) 募集対象商品

京都の素材や技術を生かした「ほんものの京都」、京都館の事業推進テーマ「節季にもとづいた和のくらしの提案」にマッチした新商品で次に該当するもの。

ア 染織製品、陶磁器、漆器、木工品、竹製品、金属製品等。

(食品及び化粧品または健康グッズ等を除く。)

イ 首都圏での販路がなく、首都圏(京都館を含む)で販売したことがない商品。

ウ 展示販売開始時点で商品発売日から2年以上経過していない商品。

エ 注文に応じて反復生産が可能な製品。

(2) 応募資格

京都市内に主たる事務所または事業所を有し、京都製品の生産・加工・販売等を行う個人又は団体

(3) テスト販売の方法

ア テスト販売は、(株)京都産業振興センター(以下「振興センター」といいます。)が運営する「京都館」(東京八重洲)店内に、新商品紹介コーナーを設けて行います。

イ テスト販売期間は3箇月間とします(冬・春物商品は2箇月間)。

テスト販売期間

夏・秋物商品 7月1日～9月30日

冬・春物商品 1月4日～2月28日

ウ 新商品は、京都館ホームページ及び京ごよみに掲載し、紹介・PRします。

エ テスト販売終了後、販売結果と商品に対するお客様の反応等をまとめて出品者に通知します。

(4) テスト販売条件

ア 委託販売を原則とします。

イ 販売手数料(マージン率)は商品の特性等の条件を考慮し、協議のうえ決定します。

ウ 商品の送料は出品者の負担となります。

エ テスト販売を委託された商品の毀損については、重大な過失があった場合を除いて振興センターは責を負わないものとします。

オ その他の販売条件は、別途協議のうえ決定します。

3 応募方法

(1) 募集期間

夏・秋物商品	4月1日～	5月31日
冬・春物商品	10月1日～	11月30日

(2) お申込み

所定の「テスト販売申込書」に必要事項をご記入のうえ、商品見本を添えて振興センター（京都市勧業館みやこめっせ内）事業課へ御持参ください。

申込受付は、平日の10:00～17:00まで。

* 「テスト販売申込書」は京都館ホームページ（<http://www.kyotokan.jp>）からダウンロードできます。

(3) テスト販売商品の選考

ご応募いただいた商品の中から審査のうえ、テスト販売対象商品を選定、出品者と調整のうえテスト販売を開始します。

* テスト販売の対象商品に選定された場合でも、販売スペースの都合上テスト販売の時期を調整させていただく場合があります。

4 お問い合わせ

株式会社京都産業振興センター業務部事業課
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1
京都市勧業館 みやこめっせ内
TEL : (075)-762-2928 FAX : (075)-751-1655